

# 令和6年度 公認サークル・リーダーズ講習会

日時：令和6年6月1日（土）10時00分～（受付9時30分～）

場所：小金井キャンパス 13号館 L1341教室



# 課外活動の意義

課外活動に積極的に参加



自分の役割や責任を果たす



充実感・達成感・満足感



人間的な成長（心理的な支え・社会規範の取得など）



# ルール



# 騒音（学内）

- 楽器練習、かけ声、笛などが、授業や試験、研究の妨げにならないよう、注意する。
- 活動時間を厳守する。（20時まで）



# 騒音（学外）

- 学外であっても、農工大の学生であることを意識し、周囲の迷惑となるようなことをしない。
- 近隣住民の生活や通行を、妨げない。
- 合宿や学外の練習等においても、近隣住民の迷惑にならないよう、注意する。

例 1 : 飲み会終了後、居酒屋の前でたむろする。

例 2 : 解散後、公園などに集まり、大声で話す。

例 3 : 合宿先で、深夜にもかかわらず騒ぐ。



# 部室の使用について

- 部室内の整理整頓
- 共用部分の清掃
- 部室鍵の適切な管理
- 電気製品の適切な使用
- 貴重品を置かない
- 粗大ゴミになりかねないものを、持ち込まない
- 火気厳禁（喫煙禁止）
- 緊急連絡先のポスターをはがさない・上から別の紙を貼るなどで隠さない



# 飲酒事故防止

- 未成年者の飲酒は法律違反。
- 飲酒をあおる行為、一気飲みは危険。
- 飲みすぎている人を、周囲が制止。
- 酔いつぶれた人を、一人置き去りにしない。



# S N S 利用上の注意

- 不適切な情報発信は、発信者が加害者にもなりうる。
- リスクを理解し、被害者にも加害者にもならないように注意する
- 個人情報・誹謗中傷などを発信しない。
- 安易な写真掲載をしない。



# 学務課・学生生活係からの依頼事項



# 学外活動届

学外での活動は届出制。  
学生生活係に「学外活動届」を提出すること

※過去には、未提出の学外活動中に事故が起こり、活動停止処分を受けた部活もある

学部長・学部長	事務部長	学生支援部長	学生生活係長	主任	担当	学生生活委員長

## 学外活動届（旅行・遠征・合宿・試合）

農学部 部長 殿  
工学部 部長  
学務部 部長

年 月 日

団体名				顧問 教員名	
責任者 役職名	携帯 番号			顧問 確認日	
責任者 学籍 番号	学科	氏名		顧問教員へ確認済	<input type="checkbox"/>

下記のとおり旅行・遠征・合宿・試合をいたしますのでお届けします。

目的(趣旨) 及び行先	(住所) (TEL)					
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)					
在京連絡先	氏 名	( 学科 年)				
	住 所	(TEL)				
参 加 者 氏 名	学科・(75)学年	氏 名	保険加 入有無	学科・(75)学年	氏 名	保険加 入有無
	1			11		
	2			12		
	3			13		
	4			14		
	5			15		
	6			16		
	7			17		
	8			18		
	9			19		
10			20			
事後報告			参加者 計 名			

- 注 1. 計画書またはタイムスケジュール表を添付すること。(しおり等を添付してもよい)  
 2. 各学部学生生活係へ7日前までに提出し、帰着後は速やかに、帰着の報告をすること。  
 3. この用紙には、所属学部にとらず参加者全員を載せること。  
 4. 在京連絡先者は、その計画の詳細を理解していて、責任をもってその任に当たれる者であること。  
 5. 顧問教員の確認を必ずもらうこと。顧問教員がない場合は、学生生活委員の確認をもらうこと。  
 6. 保険加入状況を必ず明記すること。



# 事故報告書

課外活動中に怪我などの事故があった場合には、必ず提出が必要。

1. まず顧問に報告
2. 学生生活係に**事故報告書**を提出

※けがをした場合は、**治療後ではなく事故が起こった後、速やかに提出を行う**

※過去には、常習的に提出がなく、活動停止処分を受けた部活もある

(様式1)

事故、事件、災害発生報告書

報告ルート  発生部署 → 部署内担当部署 → 総務課長 → 環境安全を担当する課長 → (学長)  
(部署名: (環境安全管理センター業務職員) → 環境・安全衛生委員会(委員長) → 環境安全管理センター副センター長、その他関係部署  
 → 部署内関係先、その他関係部署(注3))

区 分	事故・事件・災害	事故等の種類	交通事故・実験事故・課外活動事故・火災・器物等損壊・不審者・犯罪・その他( )
発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	事故等の詳細な内容・状況(作業内容、共同作業者など)	病院・警察等への連絡・対応
発生場所			
被 害 者	氏 名	学籍番号	建物・器物等損壊の状況
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)男・女	
	所 属	学 年 学 年 4 年・その他( )	
	職 名		
災 害 者	連絡先	現住所	発生原因
	電話 (携帯内線)	電話	
	メール	メール	
	発生状況	実験実習中・その他正課中・課外活動中・通学中 勤務中・勤務時間外・休憩中・通勤中	
怪我等の状況	擦過傷・切傷・挫傷・刺咬傷・捻挫 打撲・骨折・熱傷・薬傷・中毒 その他( )	再発防止策及び講じた措置	発生の事実を確認した者 所属 職名 氏名
	被災部位:		
保険加入等	通院・入院 日、全治見込 日・週	備考 ※留意点、問題点、苦情、影響等を記入	
	学生災害保険加入 (有・無)		
	学生災害保険適用 (可・不可)		
	労働災害申請 (有・無) 休業の必要性 (有・無) 休業の必要性 (有・無)		
初診病院又は保健管理センター			
病院名	(労災指定、労災指定外)	※再発防止策を検討中の場合(検討内容の方向性、検討完了予定日を記載)	
住 所			
電話番号			

(注1) 発生状況及び再発防止策を部長まで即座に必ず報告すること。  
 2. 要項第4条第3項に基づき、器物・実験用具による事故(怪我等)の場合は器物等がわかる写真等を添付すること。  
 3. 事故等の内容が学生に関わる場合は学生救済支援課へ、職員に関わる場合は人事課へ、施設・設備に係る場合は経理課連係及び施設整備課へ併せて報告すること。



# 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

課外活動中の事故で対象となる怪我をした場合、保険金の請求ができます。請求には**事故報告書**を提出後、保険会社へ「事故通知」をする必要があります。

※請求は学研災の加入者に限りませ

※課外活動中の事故で請求の対象となるのは通院14日以上

※事故から30日以内に通知のない場合、保険金が支払われないことがあるので注意

※学研災保険金請求の窓口

府中地区：学生生活係、小金井地区：入学試験係



・ 大学からの指示、依頼、問い合わせ等の回答を要するものについては、かならず期限内に回答すること。



・ 各種大会や競技団体への参加申請書等に大学の公印が必要な場合は、**2週間前までに**各地区の学生生活係に必要な書類を提出すること。



# 課外活動中に**明らかに差し迫った身の危険**を感じたら...

• 平日の日中（17：15迄）

⇒①**すぐに110番通報を行う**

※通報すべきか迷った場合は**すぐに学生生活係へ電話する**

②**通報後速やかに学生生活係へ電話する**

• 休日及び夜間

⇒①**すぐに110番を行う**

②**通報後速やかに守衛室へ電話する**



- **三大学体育大会**

試合終了後1週間を目途に、指定書式にて戦績を学生支援係に報告すること。

- **国公立体育大会**

今年度の学生委員は、工学部サークル代表者会議会長に引き受けていただきました。

